

スマートフォンの購入補助と販売会

スマートフォン普及拡大支援事業の一環として、スマートフォンの購入補助（1世帯35,000円分の商品券交付）を実施中です。詳細は下記をご覧ください。

月形町内ではスマートフォンの購入ができないため、近隣市町から事業者を呼んで、販売会を開催します。町外のお店に行かなくても、購入できます。



スマートフォン購入補助

■対象者

- ① 本町に住民登録があり、申請する時点での満年齢が65歳以上の方
- ② 令和6年4月1日以降に新たにスマートフォンを購入および契約を行う方または携帯電話からスマートフォンへの機種変更契約を行う方であること
- ③ ②の当該スマートフォンに係るモバイルデータ通信の契約をした方であること
- ④ スマートフォンからスマートフォンへの機種変更でないこと
- ⑤ 月形町で指定するアプリケーションソフトをインストールすること
- ⑥ ①に該当しない方で、町長が特に支援を必要と認める方（18歳未満の方を除く）

■申請に必要なもの

- ① スマートフォンの購入日、購入機種およびモバイルデータ通信契約の内容がわかる書類
- ② 申請者がスマートフォンの契約者本人であることがわかる書類
- ③ 月形町で指定するアプリケーションソフトをインストールしたことがわかる、当該スマートフォンの画面の提示または画面印刷

■支援の内容

1世帯につき、月形商工会が発行する商品券35,000円分を交付します

※世帯を支援基準とするため、夫婦2人で、2台契約しても交付額は35,000円分となります

スマートフォン販売会を開催します

■開催日・企業販売会

ドコモ 7月10日（水）～11日（木）
au（KDDI） 7月23日（火）～24日（水）
ソフトバンクは7月4日～5日に開催しました

■予 約 事前に役場総務課危機管理係
☎☎53・2321に申し込んでください
※事前予約が必要です

■場 所 交流センター講堂

■時 間 11:00～16:00

※各回とも同じ

■持 物 ①現在使用している機器
②本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
③引落とし口座のわかる通帳やカード



IP告知端末機の返還について

来年のIP告知端末機の廃止に伴い、IP告知端末機の返還を受け付けています。引き続き使用したい方は、令和7年9月30日まで使用いただけます。

廃止の理由や経緯については、近年の通信環境の変化やIP告知端末機の維持費用が巨額になることが挙げられます。詳細については、広報4月号に掲載しておりますので、ご確認ください。

■返還支援事業

不要になったIP告知端末機の返還を受け付けています。ご自身で機器を取り外していただき、役場まで持参された方には、次の支援を行います。

①令和6年9月30日までの返還

2,000円分の月形商工会発行商品券

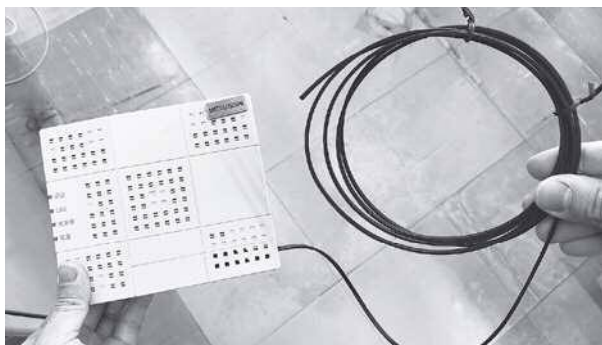
②令和7年12月30日までの返還

1,000円分の月形商工会発行商品券

※令和7年9月30日までは、これまでどおり使用できます

■取外方法

下図のようにONU（白い箱型の機械）から伸びている線を切断してかまいません。



線は基本的に宅内に残置となります。余った不要な線は束ねておく。または、さらに切断し、廃棄してかまいません。

QRコードを読み込むと機器の取り外し方を動画で解説しています。ご覧ください。



■返還物品

以下の物品を役場に持参し、返還してください。



■事前の申請がオススメ

返還にあたり、事前のオンライン申請をオススメしています。次のQRコード・URLからオンライン申請をすれば、窓口で紙の記入が不要となりますので事前申請をぜひご活用ください。



<https://logoform.jp/form/yRh8/527746>

■まんまるナビを活用ください

IP告知端末の配信内容を知りたい方は、スマートフォンアプリ「まんまるナビ」をご利用ください。

IP告知で配信される内容と同じものを見ることができます。

※本アプリも令和7年9月30日までの運用です

まんまるナビ QR



▲iPhoneから



▲Androidから

問合せ先

総務課危機管理係 ☎ IP 53・2321 Eメール: kikikanri@town.tsukigata.hokkaido.jp